

【諮問第63号】

6川個審第2号

平成6年7月8日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市個人情報保護審査会

会 長 兼 子 仁

個人情報閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成5年10月22日付け5川 第438-2号をもって川崎市長から諮問のありました公務中の記録集の不開示の件について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

「元 参事 (以下「元参事」という。)が作成した平成元年12月から平成3年3月31日までの間における不服申立人についての公務中の記録集」にかかる個人情報閲覧等請求に対する拒否処分は、妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

- (1) 不服申立人は、平成5年9月6日川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。)13条1項の規定に基づき「元参事が作成した平成元年12月から平成3年3月31日までの間における不服申立人についての公務中の記録集」について閲覧等の請求をしたが、実施機関である川崎市長(以下「実施機関」という。)は、同月20日請求に該当する文書は存在しないとして拒否処分をしたことから、平成5年10月9日条例22条1項の規定に基づきその不存在を争い、請求文書の公開を求めて不服申立てを行った。[当審査会諮問63号事件]
- (2) 当審査会は実施機関から平成5年12月3日付け拒否処分にかかる理由説明書の、不服申立人から平成5年12月28日付け意見書及び関係資料の提出を受け、さらに平成6年3月12日実施機関から事情聴取を行い、平成6年4月9日不服申立人から口頭による意見を聴いた。

3 審査会の判断

- (1) 実施機関は、請求にかかる文書は当初から公文書として存在しないとし、閲覧請求の際不服申立人が添付した資料は元参事の個人的なメモであって公文書ではなく、また、そのメモも現在は元参事は保有していないと主張する。
これに対し不服申立人は、 課の不祥事の多発に伴い課内の不適正業務を正すために全力を傾注してきたが、元参事は、このような不服申立人の行動を嫌悪し、不服申立人を処分しようとして平成元年12月ごろから元参事及び 課の職員に対する不服申立人の言動を記録し、元参事がそれを保管していたとし、これらの文書は元参事が不服申立人を処分しようとして職務中に作成したものであるから公文書であり、現在も破棄されずに存在しているはずだと主張する。
- (2) 当審査会の事情聴取に対し元参事は、同人らに対する不服申立人の言動をある時期において記録したことは認めたが、この記録は職務とは関係なく、同人は常にノートを所持してそれを備忘録として、それに私的なできごとや、職場において生じた他の事柄とともに記録していたもので、その保管も主として自宅で行っていたものであって、全くの個人的なメモであるとし、現在は整理してしまっており存在していないと述べた。

これに対し、不服申立人は当審査会に対する口頭意見陳述の際、元参事は同人

の執務中に記録していたものであり、その文書の保管の状況についてはそれを同人が風呂敷包みにして、同人の机上或いは同人の個人のロッカーに保管していたと述べている。

- (3) 条例 8 条 1 項により、条例の対象となる「個人情報」文書は、川崎市情報公開条例 2 条 1 号に規定する「公文書」と定められ、その「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（・・・）で当該実施機関が管理しているものをいう」とされている。

そこで、元参事が記録した前記文書がその存否はさておき、条例対象の「公文書」に当たるか否かであるが、元参事及び不服申立人の当審査会における陳述に加えて、実施機関に対する当審査会の調査の結果を総合的に勘案すると、当該文書が実施機関の公的支配下にあったとは認められず、元参事の個人的な支配下にあったものと認めることができる。

したがって、当該文書は「実施機関が管理しているもの」とは認められないから、それが実施機関の「職務上作成され」たものであるか否かの判断をするまでもなく「公文書」には当たらず、元参事の私的メモであると解するものである。

よって、当該文書の存否にかかわらず、本件不服申立ては理由がないものと判断する。